平成３０年（２０１８年）

第４回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

０４２－７２２－３１１１
内線　４７１７・４７１８

第１版　２０１８.１１.２２　調製

平成30年（2018年）第４回町田市議会定例会日程一覧表

※11月22日（木）告示　議案配付　議会運営委員会
※11月26日（月）正午　一般質問通告締切
※11月26日（月）午後２時～午後５時
　11月27日（火）午前10時～午後５時 ］一般質問打ち合わせ

月	日	曜日	会議種別	摘要	備考
11	29	木	本会議 議会運営委員会	第１２０号議案～第１４１号議案 ―― 提案理由説明	
	30	金	議案説明会 全員協議会		
12	1	㊏			
	2	㊐			
	3	月	議案調査		
	4	火	本会議	一般質問	質疑通告締切 午後零時５０分
	5	水	本会議	一般質問	請願・陳情受付締切 午後５時
	6	木	本会議 議会運営委員会	一般質問	
	7	金	本会議	一般質問	
	8	㊏			
	9	㊐			
	10	月	本会議	一般質問	
	11	火	本会議 議会運営委員会	第１２２号議案～第１４１号議案 第１２０号議案、第１２１号議案 ］―― 質疑 ― 付託 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時５０分
	12	水	常任委員会	文教社会・建設	
	13	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	14	金	常任委員会	常任委員会予備日	
	15	㊏			
	16	㊐			
	17	月	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時５０分 即決請願・委員会提出の議員提出議案提出締切 午後零時５０分
	18	火	議事整理		
	19	水	議事整理		
	20	木	議事整理		
	21	金	本会議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ―― 質疑 ― 表決 議員提出議案 ―― 提案理由説明 ― 質疑 ― 表決 請願及び陳情の付託報告	

平成３０年第４回定例会は、１１月２９日（木）に招集され、１２月２１日（金）までの２３日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算２件、条例８件、その他が１２件となっています。

予算案は、平成３０年度（２０１８年度）町田市一般会計補正予算（第３号）などが上程されています。条例案は、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆　議案の内容　◆

第１２０号議案　平成３０年度（２０１８年度）町田市一般会計補正予算（第３号）

第１２１号議案　平成３０年度（２０１８年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第２号）

第１２２号議案　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

※ 消費税率の引上げに伴い、関係する条例（22 本）の規定を一括して整備するため、制定するものです。

第１２３号議案　町田市地域センター条例の一部を改正する条例

※ 玉川学園コミュニティセンターの建替工事に伴い、同センターを一旦廃止するため、所要の改正をするものです。

第１２４号議案　所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

※ 所得税法の改正に伴い、関係する条例（4 本）の規定を一括して整理するため、制定するものです。

第１２５号議案　町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※ 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第１２６号議案　町田市町田ターミナルプラザ条例の一部を改正する条例

※ バスターミナルの開場時間の延長及び市民広場の貸出の単位を平米単位から区画単位に変更するため並びに消費税率の引上げに伴い使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

第１２７号議案　町田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

※ 玉川学園コミュニティーセンターの建替工事に伴い、同センターに併設している自転車駐車場を閉鎖するとともに、代替施設として臨時自転車駐車場を開設するため及び自転車駐車場を市以外の公共的団体が直接管理することを可能とするため、所要の改正をするものです。

第１２８号議案　町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 建築基準法施行令の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第１２９号議案　町田市立公園条例の一部を改正する条例

※ 町田薬師池公園の整備に伴う公園施設の利用料金の設定及び消費税率の引上げに伴う市内全ての有料公園施設の利用料金の改定等のため、所要の改正をするものです。

第１３０号議案　町田市立町田第一中学校改築工事請負契約

※ 竣工後 55 年が経過し老朽化した町田第一中学校校舎棟の改築を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第１３１号議案　町田市立町田第一中学校改築電気設備工事請負契約

※ 竣工後 55 年が経過し老朽化した町田第一中学校校舎棟の改築に伴う電気設備工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第１３２号議案　町田市立町田第一中学校改築給排水衛生設備工事請負契約

※ 竣工後 55 年が経過し老朽化した町田第一中学校校舎棟の改築に伴う給排水衛生設備工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第１３３号議案　町田市立町田第一中学校改築空気調和設備工事請負契約

※ 竣工後 55 年が経過し老朽化した町田第一中学校校舎棟の改築に伴う空気調和設備工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

第１３４号議案　町田市立町田第六小学校防音及びトイレ改修工事請負契約

※ 児童の教育環境を確保するため、防衛施設周辺における航空機騒音障害に対する防音工事と併せてトイレ及び外壁改修の工事請負契約を締結するものです。

第１３５号議案　町田市立総合体育館外２箇所の指定管理者の指定について

※ 町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート及び三輪みどり山球場を管理する指定管理者を指定するものです。

第１３６号議案　町田市立室内プールの指定管理者の指定について

※ 町田市立室内プールを管理する指定管理者を指定するものです。

第１３７号議案　デイサービス森野の指定管理者の指定について

※ デイサービス森野を管理する指定管理者を指定するものです。

第１３８号議案　成瀬中央あおぞら学童保育クラブ外７箇所の指定管理者の指定について

※ 成瀬中央あおぞら学童保育クラブ外 7 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

第１３９号議案　藤の台ポケット組学童保育クラブの指定管理者の指定について

※ 藤の台ポケット組学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第１４０号議案　本町田学童保育クラブ外１箇所の指定管理者の指定について

※ 本町田学童保育クラブ外 1 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

第１４１号議案　相原中央公園外２６箇所の指定管理者の指定について

※ 相原中央公園外 26 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

平成３０年度１２月補正予算

１２月補正予算の概要

12 月補正予算では、2018 年 6 月 18 日に大阪府北部で発生した地震によるブロック塀倒壊の事故を受けて、9 月補正予算後に工事内容が確定した小・中学校のブロック塀等の撤去、フェンス等の設置及び付帯設備の復旧を行います。

また、ふるさと納税について、寄附者の思いを事業に反映させることで町田市の政策実現につなげることを目的に、2018 年 11 月から新たな寄附の使い道を追加したことから、寄附金を増額します。

さらに、2019 年 10 月の開館に向けて小山中学校の学区域内に設置する子どもクラブの整備工事及び 2020 年春の開園に向けて芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業の債務負担行為を新たに設定するとともに、町田薬師池公園四季彩の杜整備事業の債務負担行為の変更を行います。

一般会計	9,062 万 8 千円
特別会計	2,211 万 3 千円
計	1 億 1,274 万 1 千円

補正予算の主な内容

１　将来を担う人が育つまちづくりのために

・子どもクラブ整備事業（債務負担行為の設定）　△1 億 1,642 万円

２　安心して生活できるまちのために

・学校施設ブロック塀等撤去・改修事業（債務負担行為の設定）　7,006 万円

３　賑わいのあるまちづくりのために

・芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業（債務負担行為の設定）　0 万円
・町田薬師池公園四季彩の杜整備事業（債務負担行為の変更）0 万円

４　その他

・ふるさと納税促進事業（指定寄附金）　600 万円

2018年度12月補正　会計別予算構成表

（千円）

区　分		補正前の額	構成比（%）	補　正　額	計	構成比（%）
一　般　会　計		154,545,664	57.2	90,628	154,636,292	57.2
特別会計	国民健康保険事業会計	43,931,131	16.3	22,113	43,953,244	16.3
	下水道事業会計	11,228,025	4.2	－	11,228,025	4.2
	介護保険事業会計	33,854,869	12.5	－	33,854,869	12.5
	後期高齢者医療事業会計	11,117,946	4.1	－	11,117,946	4.1
	病院事業会計	15,339,083	5.7	－	15,339,083	5.7
	収益的	14,482,341	5.4	－	14,482,341	5.4
	資本的	856,742	0.3	－	856,742	0.3
	小　計	115,471,054	42.8	22,113	115,493,167	42.8
合　計		270,016,718	100.0	112,741	270,129,459	100.0

【概要】

○ 一般会計の補正額は9,062万8千円で、補正後の全会計予算総額2,701億2,945万9千円に対する一般会計の構成比は57.2%です。

○ 国民健康保険事業会計の補正額は2,211万3千円で、高額療養費・高額介護合算療養費制度見直しによるシステム保守点検委託料の増額に伴う補正です。

2018年度　会計別予算構成

＜12月補正後＞

（単位：千円）

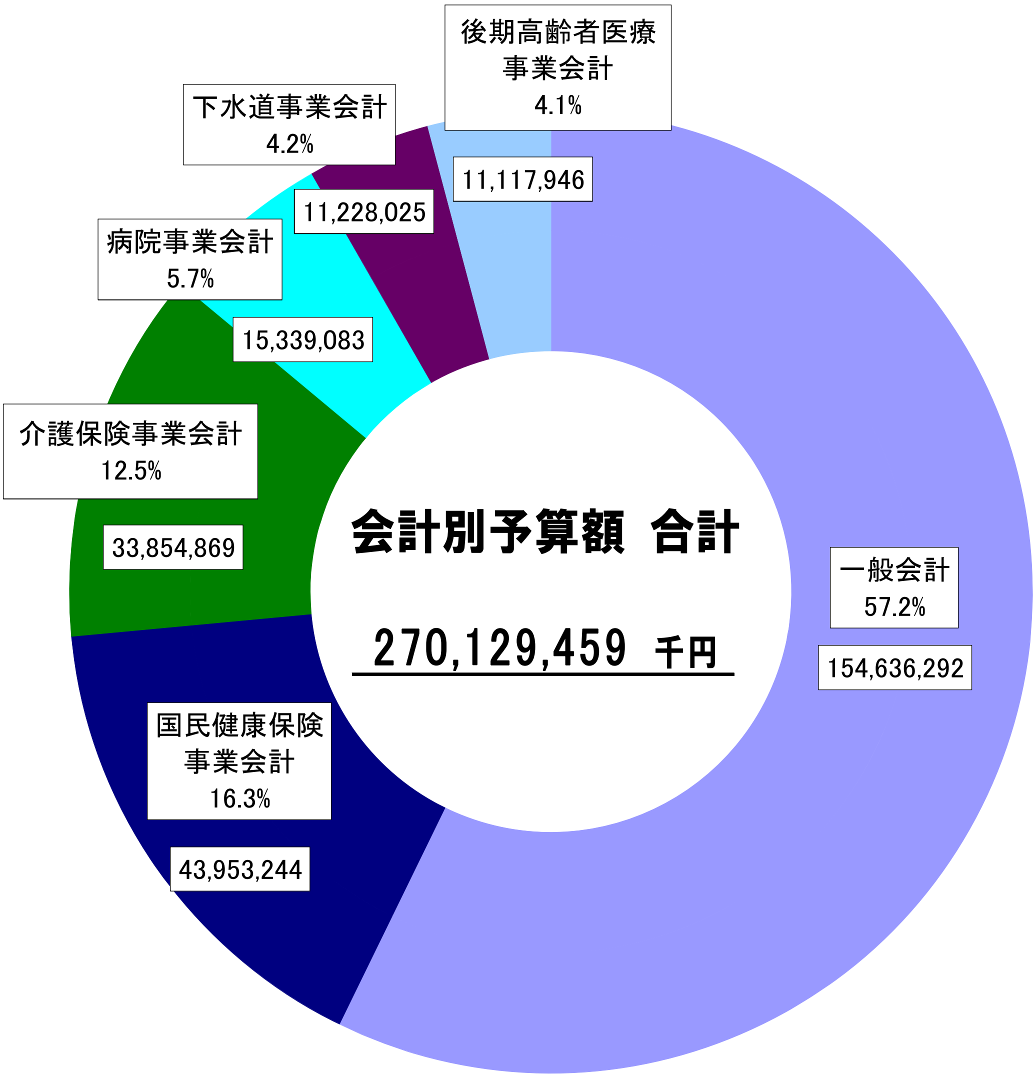

2018年度12月補正　一般会計歳入予算内訳表

（千円）

款	補正前の額	構成比（%）	補　正　額	計	構成比（%）
1. 市　　　　　　税	68,189,102	44.1	－	68,189,102	44.1
2. 地　方　譲　与　税	710,801	0.5	－	710,801	0.5
3. 利　子　割　交　付　金	96,000	0.1	－	96,000	0.1
4. 配　当　割　交　付　金	475,500	0.3	－	475,500	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金	318,000	0.2	－	318,000	0.2
6. 地方消費税交付金	7,040,000	4.6	－	7,040,000	4.5
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	－	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	302,001	0.2	－	302,001	0.2
9. 地　方　特　例　交　付　金	315,000	0.2	－	315,000	0.2
10. 地　方　交　付　税	2,361,583	1.5	－	2,361,583	1.5
11. 交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	－	50,000	0.0
12. 分担金及び負担金	1,670,410	1.1	－	1,670,410	1.1
13. 使用料及び手数料	3,532,596	2.3	－	3,532,596	2.3
14. 国　庫　支　出　金	27,654,310	17.9	△ 18,369	27,635,941	17.9
15. 都　支　出　金	20,107,151	13.0	△ 51,886	20,055,265	13.0
16. 財　産　収　入	689,548	0.4	－	689,548	0.4
17. 寄　附　金	60,432	0.0	6,000	66,432	0.0
18. 繰　入　金	6,322,464	4.1	169,883	6,492,347	4.2
19. 繰　越　金	4,609,733	3.0	－	4,609,733	3.0
20. 諸　収　入	1,523,633	1.0	－	1,523,633	1.0
21. 市　　　　　　債	8,477,400	5.5	△ 15,000	8,462,400	5.5
歳　入　合　計	154,545,664	100.0	90,628	154,636,292	100.0

【概要】

12月補正予算の主なもの

- ○ 款14.国庫支出金　　次世代育成支援対策交付金（△0.2億円）
- ○ 款15.都支出金　　市町村総合交付金（0.2億円）
  - 子ども家庭支援包括補助事業費補助金（△0.5億円）
  - 児童館整備費補助金（△0.2億円）
- ○ 款17.寄附金　　指定寄附金（6百万円）
- ○ 款18.繰入金　　財政調整基金繰入金（1.7億円）
- ○ 款21.市債　　児童福祉施設整備事業債（△0.2億円）

2018年度　一般会計　歳入予算内訳

＜12月補正後＞

（単位：千円）

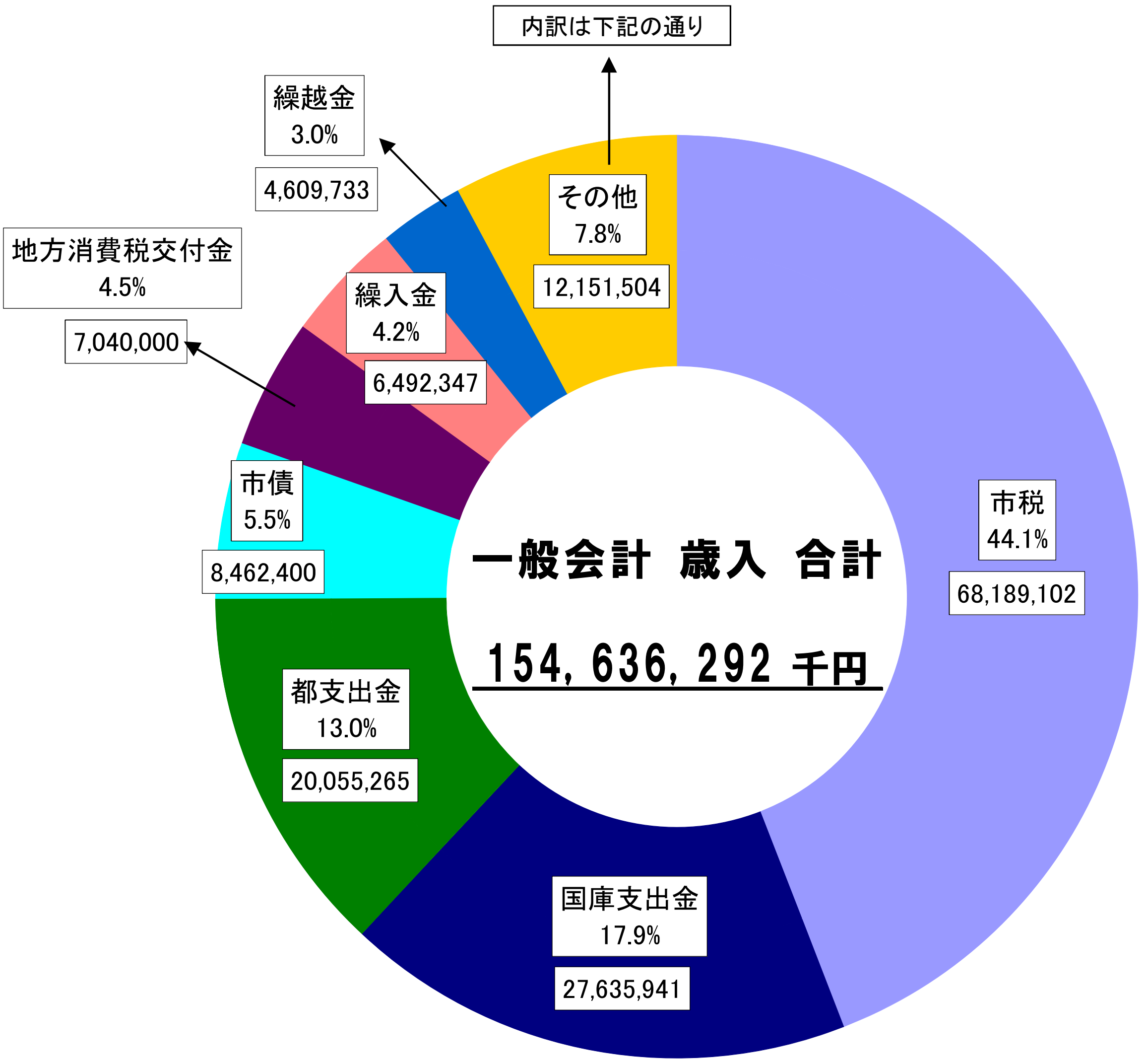

その他の内訳

（単位：千円）

使用料及び手数料	3,532,596	株式等譲渡所得割交付金	318,000
地方交付税	2,361,583	地方特例交付金	315,000
分担金及び負担金	1,670,410	自動車取得税交付金	302,001
諸収入	1,523,633	利子割交付金	96,000
地方譲与税	710,801	寄附金	66,432
財産収入	689,548	交通安全対策特別交付金	50,000
配当割交付金	475,500	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2018年度12月補正　一般会計歳出予算　目的別内訳表

（千円）

款	補正前の額（構成比）	補　正　額	計（構成比）	補正額の財源内訳 特定財源 国庫支出金	都支出金	地方債	その他	一般財源
1. 議会費	671,358（ 0.4% ）	―	671,358（ 0.4% ）	―	―	―	―	―
2. 総務費	19,786,598（ 12.8% ）	26,233	19,812,831（ 12.8% ）	―	3,645	―	5,800	16,788
3. 民生費	78,613,622（ 50.9% ）	△ 116,418	78,497,204（ 50.8% ）	△ 18,369	△ 72,669	△ 15,000	200	△ 10,580
4. 衛生費	14,600,442（ 9.4% ）	―	14,600,442（ 9.4% ）	―	―	―	―	―
5. 労働費	33,114（ 0.0% ）	―	33,114（ 0.0% ）	―	―	―	―	―
6. 農林費	314,272（ 0.2% ）	―	314,272（ 0.2% ）	―	―	―	―	―
7. 商工費	1,022,086（ 0.7% ）	―	1,022,086（ 0.7% ）	―	―	―	―	―
8. 土木費	14,921,314（ 9.7% ）	―	14,921,314（ 9.6% ）	―	―	―	―	―
9. 消防費	5,025,069（ 3.3% ）	10,757	5,035,826（ 3.3% ）	―	17,138	―	―	△ 6,381
10. 教育費	12,701,283（ 8.2% ）	70,056	12,771,339（ 8.3% ）	―	―	―	―	70,056
11. 災害復旧費	6（ 0.0% ）	―	6（ 0.0% ）	―	―	―	―	―
12. 公債費	6,656,500（ 4.3% ）	―	6,656,500（ 4.3% ）	―	―	―	―	―
13. 予備費	200,000（ 0.1% ）	100,000	300,000（ 0.2% ）	―	―	―	―	100,000
歳出合計	154,545,664（ 100.0% ）	90,628	154,636,292（ 100.0% ）	△ 18,369	△ 51,886	△ 15,000	6,000	169,883

【概要】

12月補正予算の主なもの

○款2. 総務費　　市民税過誤納還付金（0.4億円）、まちだ未来づくり基金積立金（6百万円）
　　　　　　　　情報システム運営費（△0.2億円）

○款3. 民生費　　子どもクラブ整備工事費（△1.0億円）、子どもクラブ整備工事監理委託料（△9百万円）

○款9. 消防費　　消防団運営消耗品費（0.1億円）

○款10. 教育費　　ブロック塀等撤去・改修工事費（0.7億円）

○債務負担行為補正の内容（期間/限度額/総事業費）

追加：小山中学校区子どもクラブ整備事業（2018～2019年度/1.2億円/1.9億円）
　　芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業　（2018～2019年度/4.4億円/4.4億円）
　　小・中学校施設ブロック塀等撤去・改修事業　（2018～2019年度/1.1億円/1.8億円）

変更：町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備事業
　　（2018～2019年度/9.6億円→11.3億円/9.7億円→11.4億円）

2018年度　一般会計　歳出予算　目的別内訳

＜12月補正後＞

（単位：千円）

その他の内訳

農林費	314,272
予備費	300,000
労働費	33,114
災害復旧費	6

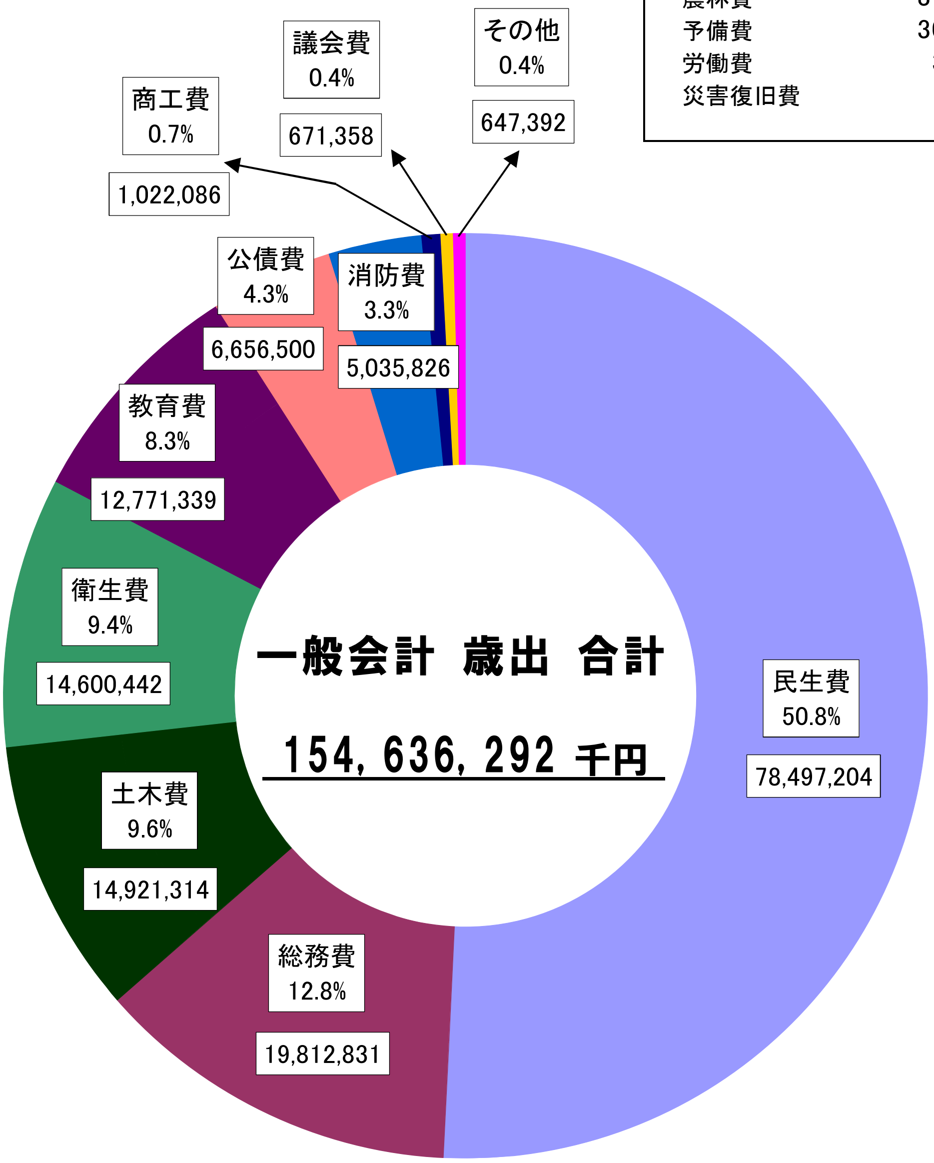

2018年度12月補正　一般会計歳出予算　性質別内訳表

（千円）

区分		補正前の額	構成比（%）	補正額	計	構成比（%）
義務的経費	人件費	22,657,797	14.7	－	22,657,797	14.7
	職員給与費	19,127,409	12.4	－	19,127,409	12.4
	特別職給与費等	3,530,388	2.3	－	3,530,388	2.3
	扶助費	50,136,452	32.4	－	50,136,452	32.4
	公債費	6,656,499	4.3	－	6,656,499	4.3
	計	79,450,748	51.4	－	79,450,748	51.4
投資的経費		14,216,088	9.2	△ 43,212	14,172,876	9.2
その他経費	物件費	22,120,589	14.3	△ 11,960	22,108,629	14.3
	維持補修費	1,070,985	0.7	－	1,070,985	0.7
	補助費等	14,503,996	9.4	40,000	14,543,996	9.4
	繰出金	16,926,624	11.0	－	16,926,624	10.9
	出資金・貸付金	3,601	0.0	－	3,601	0.0
	積立金	6,053,033	3.9	5,800	6,058,833	3.9
	予備費	200,000	0.1	100,000	300,000	0.2
	計	60,878,828	39.4	133,840	61,012,668	39.4
歳出合計		154,545,664	100.0	90,628	154,636,292	100.0

【概要】

12月補正予算の主なもの

○投資的経費	ブロック塀等撤去・改修工事費（0.7億円）
	子どもクラブ整備工事費（△1.0億円）
	子どもクラブ整備工事監理委託料（△9百万円）
○物件費	消防団運営消耗品費（0.1億円）、情報システム運営費（△0.2億円）
○補助費等	市民税過誤納還付金（0.4億円）
○積立金	まちだ未来づくり基金積立金（6百万円）

2018年度　一般会計　歳出予算　性質別内訳

＜12月補正後＞

（単位：千円）

その他の内訳

積立金	6,058,833
予備費	300,000
出資金・貸付金	3,601

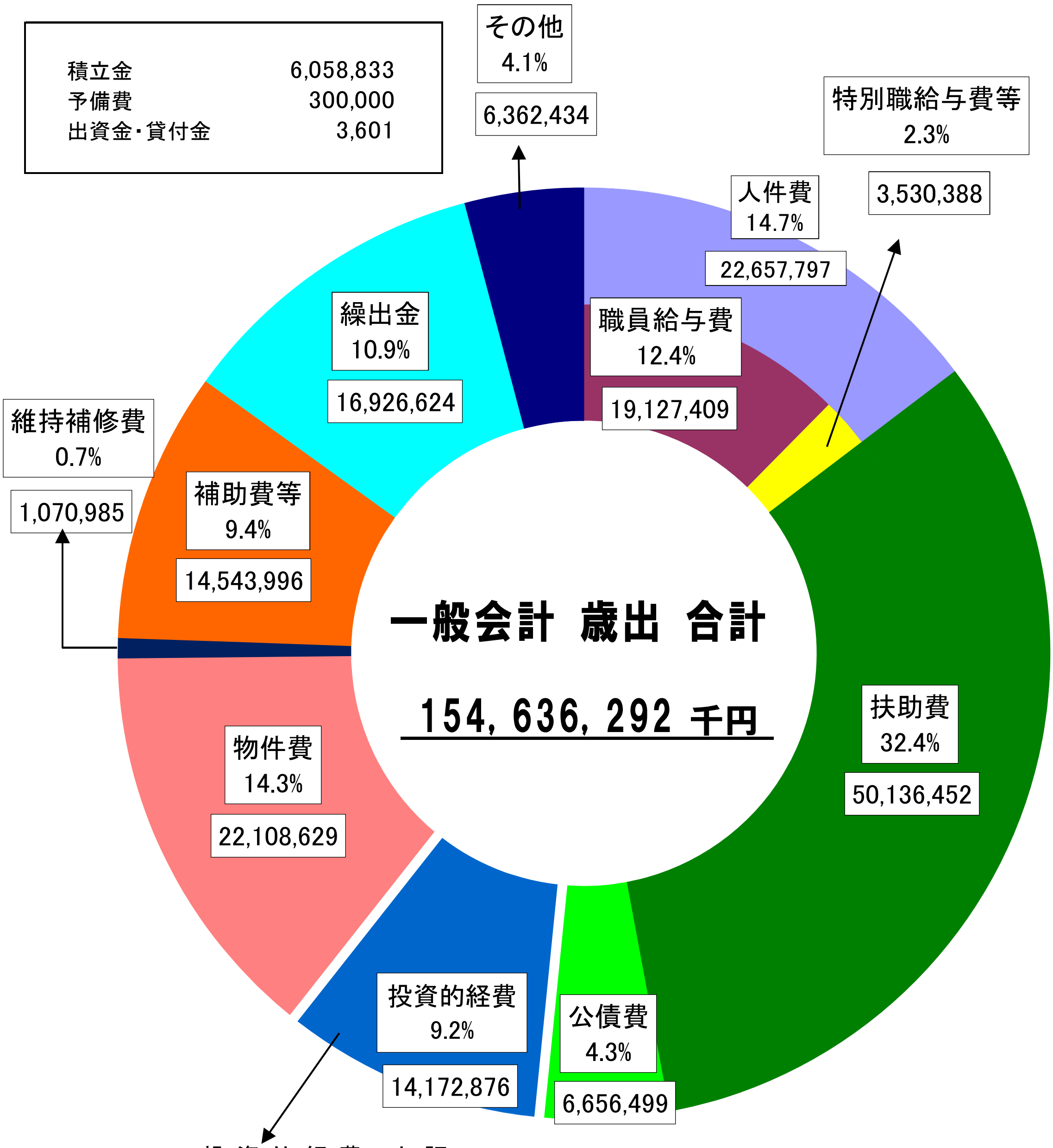

投資的経費　内訳

土木費	6,931,209	消防費	181,234
衛生費	2,842,491	農林費	15,649
教育費	1,638,917	商工費	12,210
総務費	1,519,173	災害復旧費	6
民生費	1,031,987		

議案概要

議案名	第１２２号議案　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

【議案提出の目的】

消費税率の引上げに伴い、関係する条例（22 本）の規定を一括して整備するため、制定するものです。

【議案の内容】

○ 消費税率が 2019 年 10 月に引き上げられるため、下記の条例で定めている使用料等について、消費税率引上げ分を転嫁した額に改めます。

＜使用料＞

項番	条例名	所管部署
1	町田市地域センター条例	市民部市民総務課
2	町田市民フォーラム条例	市民部市民協働推進課
3	町田市男女平等推進センター条例	市民部市民協働推進課
4	町田市民ホール条例	文化スポーツ振興部文化振興課
5	町田市鶴川緑の交流館条例	文化スポーツ振興部文化振興課
6	町田市フォトサロン条例	文化スポーツ振興部文化振興課
7	町田市体育施設条例	文化スポーツ振興部スポーツ振興課
8	町田市立国際版画美術館条例	文化スポーツ振興部国際版画美術館
9	町田市わくわくプラザ条例	いきいき生活部高齢者福祉課
10	町田市健康福祉会館条例	保健所保健予防課
11	町田市子ども創造キャンパスひなた村条例	子ども生活部児童青少年課
12	町田市大地沢青少年センター条例	子ども生活部大地沢青少年センター
13	町田市自然休暇村条例	子ども生活部大地沢青少年センター
14	町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例	経済観光部産業政策課
15	町田市文化交流センター条例	経済観光部産業政策課
16	町田市小野路宿里山交流館条例	経済観光部観光まちづくり課
17	町田市葬具使用条例	地域福祉部福祉総務課
18	町田えびね苑条例	都市づくり部公園緑地課
19	町田市民文学館条例	生涯学習部図書館
20	町田市公民館条例	生涯学習部生涯学習センター
21	町田市立学校施設の開放に関する条例	生涯学習部生涯学習センター

＜手数料＞

項番	条例名	所管部署
22	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	環境資源部環境政策課

○ 2019 年 10 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 消費税法第 29 条（税率）

○ 地方税法第 72 条の 83（地方消費税の税率）

問合せ先	財務部　財政課長　増山	電話	724-2149

議案概要

議案名	第１２３号議案　町田市地域センター条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

玉川学園コミュニティセンターの建替工事に伴い、同センターを一旦廃止するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 玉川学園コミュニティセンターに関係する規定を削ります。

○ 公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

問合せ先	市民部　市民総務課長　岡田	電話	724-4346

議案概要

議案名	第１２４号議案　所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【議案提出の目的】

所得税法の改正に伴い、関係する条例（4本）の規定を一括して整理するため、制定するものです。

【議案の内容】

○ 次に掲げる条例に規定する「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めます。
- ・町田市児童育成手当条例
- ・町田市心身障害者福祉手当条例
- ・町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
- ・町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 所得税法等の一部を改正する等の法律

問合せ先	子ども生活部　子ども総務課長　石坂 地域福祉部　障がい福祉課長　櫻井	電話	724-2876 724-2147

議案概要

議案名	第１２５号議案　町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】
厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】
○ 代替保育※の確保先を拡大します。
○ 家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合の食事の提供の特例に係る外部搬入施設の範囲を拡大します。
○ 家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合の食事の提供に関する規定の適用の猶予期間を 10 年に延長します。
○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】
○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

【改正により何が変わるか】
○ 代替保育の提供については、これまで、保育所、認定こども園及び幼稚園と連携し、これらの場所で行ってきましたが、こうした施設の中から確保することが著しく困難であると認められる場合であって、一定の要件を満たす場合には、小規模保育事業所（Ａ型、Ｂ型）又は事業所内保育事業所の中からも確保することが可能となります。また、家庭的保育事業を行っている場所で代替保育を提供する場合には、市が適切と認める事業所の中から確保することも可能となります。
○ 家庭的保育事業の食事の提供について、特例で業者からの外部搬入も可能とします。
○ 家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合の食事の提供（調理設備や調理員等に関する体制の確保）に関する規定の適用の猶予期間について、条例施行日（2014 年 10 月 8 日）後「5 年間」を「10 年間」に延長します。

※「代替保育」とは、家庭的保育事業所等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）の職員が病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業所等に代わって提供する保育のことです。

問合せ先	子ども生活部　子育て推進課長　鈴木	電話	724-4467

議案概要

議案名	第１２６号議案　町田市町田ターミナルプラザ条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

バスターミナルの開場時間の延長及び市民広場の貸出の単位を平米単位から区画単位に変更するため並びに消費税率の引上げに伴い使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ バスターミナルの開場時間を変更します。

＜改正前＞		＜2019年4月1日から＞		＜2019年10月1日から＞
毎日午前6時から 午後11時30分まで	⇒	**毎日午前5時から 翌日午前1時00分まで**	⇒	毎日午前5時から 翌日午前1時00分まで
使用料 1回 1,500円		使用料 1回 1,500円		**使用料 1回 1,570円**

○ 市民広場の貸出の単位を変更します。

＜改正前＞		＜2019年4月1日から＞		＜2019年10月1日から＞
床面積1平方メートルにつき 1時間ごと　25円	⇒	**Ａ区画につき1時間ごと 1,100円 Ｂ区画につき1時間ごと 3,875円**	⇒	Ａ区画につき1時間ごと **1,150円** Ｂ区画につき1時間ごと **4,050円**

○ 2019 年 4 月 1 日から施行します。ただし、消費税率の引上げに伴う改正部分は同年 10 月 1 日から施行します。

【過去の実績】

○ 長距離路線バスの利用状況
・毎日１便

○ 市民広場利用状況
・115 件（2017 年度）

＜市民広場配置図＞

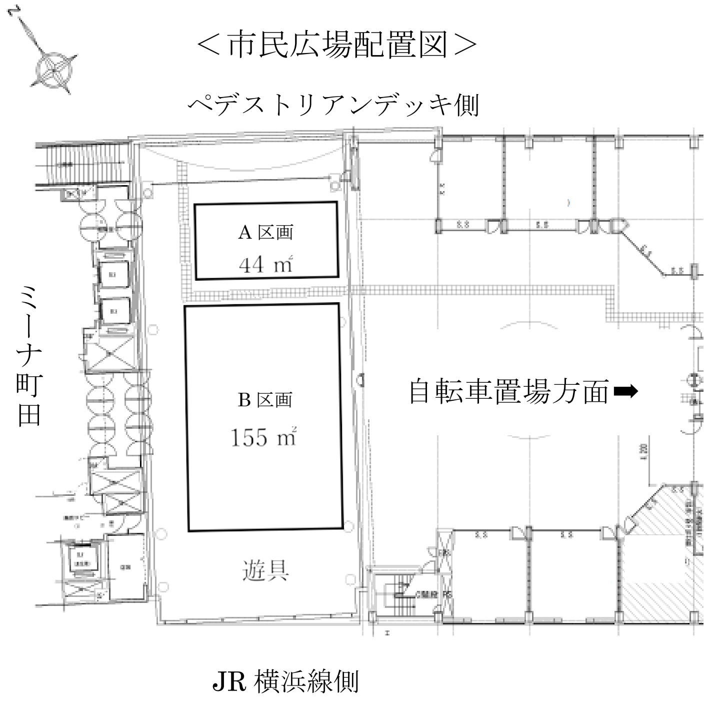

【改正により何が変わるか】

○ バスターミナルの開場時間の延長
2018 年度に実施した長距離路線バス運行事業者への利用意向調査では、約 20 路線のバスの利用希望がありました。今回の改正によって開場時間を延長することで、バスターミナル発着の長距離路線バスの増便が見込まれます。

○ 市民広場の貸出単位の変更
現在、平米単位で貸出を行っていますが、貸出区域を正確に測ることは難しく、明確性に欠ける状況です。今回の改正で区画単位の貸出とすることによって、借りる方の利用できる範囲が明確になるとともに、事務及び管理の効率化も図ることができます。

問合せ先	経済観光部　産業政策課長　井上	電話	724-2129

議案概要

議案名	第１２７号議案　町田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

玉川学園コミュニティセンターの建替工事に伴い、同センターに併設している自転車駐車場を閉鎖するとともに、代替施設として臨時自転車駐車場を開設するため及び自転車駐車場を市以外の公共的団体が直接管理することを可能とするため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 玉川学園二丁目自転車駐車場に関する規定を玉川学園五丁目臨時自転車駐車場に関する規定に改めます。

○ 自転車駐車場を公の施設として位置付ける本条例の効力を 2019 年 3 月 31 日限りとします。

○ 2019 年 2 月 1 日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項（公の施設の設置、管理及び廃止）

【改正により何が変わるか】

○ 玉川学園二丁目自転車駐車場の利用は 2019 年 1 月 31 日までとし、翌 2 月 1 日からは代替として玉川学園五丁目臨時自転車駐車場を開設します。

＜玉川学園五丁目臨時自転車駐車場の主な利用料金＞

定期利用（1 か月）	自転車	1,500 円
	原動機付自転車	2,000 円
	自動二輪車（総排気量が 0.125 ﾘｯﾄﾙ以下のものに限る）	2,600 円

○ これまで、市内 10 箇所の自転車駐車場（4,926 台）については、公の施設として指定管理者が管理及び運営を行ってきました。今回の条例改正により、現在の指定管理期間が満了する 2019 年 3 月 31 日をもって公の施設としての位置付けを廃止します。同年 4 月 1 日からは、公共的団体に当該自転車駐車場を無償で貸し付け、公共的団体が管理及び運営を行う方式とします。この方式を採用することにより、老朽化した施設の再整備も当該公共的団体が行うことになり、市の財政負担を軽減し、市民に快適な自転車駐車場を提供することが可能となります。

問合せ先	道路部　道路管理課長　大貫	電話	724-4245

議案概要

議案名	第１２８号議案　町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

建築基準法施行令の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 宅配ボックス設置部分の床面積を、一定の範囲内で容積率の算定から除外するため、関連する規定を改めます。
○ 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

○ 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

【改正により何が変わるか】

○ これまでも自動車車庫や防災備蓄倉庫等の部分の床面積については、一定の範囲内で容積率の算定から除外して容積率を緩和することが規定されていました。今回の改正によって、宅配ボックス設置部分の床面積についても同様に容積率の緩和が図られます。

問合せ先	都市づくり部　建築開発審査課 建築審査担当課長　原田	電話	724-4413

議案概要

議案名	第１２９号議案　町田市立公園条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

町田薬師池公園の整備に伴う公園施設の利用料金の設定及び消費税率の引上げに伴う市内全ての有料公園施設の利用料金の改定等のため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 新たに整備する町田薬師池公園四季彩の杜西園の有料公園施設である体験工房（調理・工作室）及び駐車場の利用時間、休館・休場日、利用料金等に関する規定を整備するとともに、既存の薬師池公園駐車場の利用時間を西園の駐車場利用時間に合わせて改め、平日も駐車場料金の徴収を行います。（公布の日から起算して１年４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行）

<table>
<tr><th colspan="3">施設名</th><th>利用時間</th><th colspan="2">料金</th></tr>
<tr><td rowspan="5">町田薬師池公園四季彩の杜</td><td rowspan="4">西園</td><td>体験工房（調理・工作室）</td><td>午前９時から午後９時30分まで</td><td colspan="2">2,100円/2時間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">駐車場</td><td rowspan="4">午前５時から午後10時まで</td><td>大型自動車</td><td>1,500円/1回</td></tr>
<tr><td>中型自動車</td><td>1,000円/1回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">準中型・普通自動車</td><td rowspan="2">(1) 1時間まで無料
(2) 1時間を超え1時間30分まで100円
(3) 1時間30分を超え8時間まで　前号に定める金額に、1時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額
(4) 8時間を超える場合　800円</td></tr>
<tr><td>薬師池公園</td><td>駐車場</td></tr>
</table>

○ 市立公園の利用料金等を、消費税率の引上げに伴い改定します。（2019年10月1日施行）

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）
○ 消費税法第29条（税率）
○ 地方税法第72条の83（地方消費税の税率）

問合せ先	都市づくり部　公園緑地課長　守田	電話	724-4397

議案概要

議案名	第１３０号議案　町田市立町田第一中学校改築工事請負契約

【議案提出の目的】

竣工後 55 年が経過し老朽化した町田第一中学校校舎棟の改築を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容
- ・既存建物等の解体工事
  - 北校舎棟、南校舎棟
    - 鉄筋コンクリート造
    - 地上 3 階建
  - 管理棟
    - 鉄骨造
    - 地上 2 階建
  - 特別支援学級棟
    - 鉄骨造
    - 平屋建
- ・校舎棟の新築工事
  - 鉄筋コンクリート造
  - 地上 4 階建
  - 延床面積 11,875 ㎡
- ・校舎棟の新築に伴う既存プール・体育館棟の部分改修工事

＜完成配置図＞

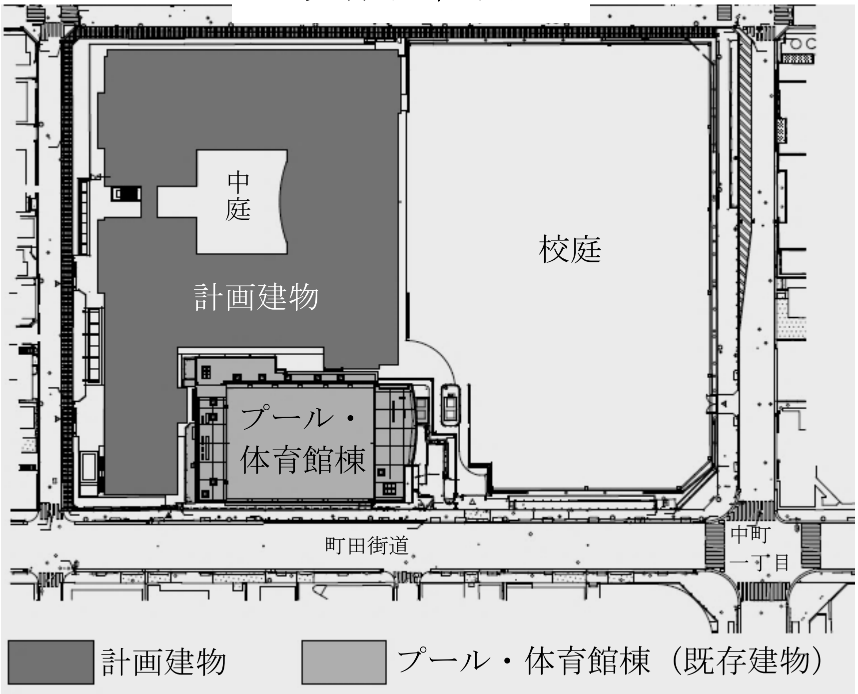

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契約目的	町田市立町田第一中学校改築工事
○ 契約方法	条件付一般競争入札
○ 契約金額	2,959,200,000 円
○ 契約相手方	東京都三鷹市下連雀三丁目 27 番 13 号正栄ビル 村本・イワヲ特定建設工事共同企業体 代表者　村本建設　株式会社　西東京営業所　所長　降矢　直宏
○ 工　　期	契約確定の日から 2021 年 12 月 15 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （工事内容）財務部　営繕課長　田中 （事業内容）学校教育部　施設課長　浅沼	電話	724-2523 724-1293 724-2174

議案概要

議案名	第１３１号議案　町田市立町田第一中学校改築電気設備工事請負契約

【議案提出の目的】

竣工後 55 年が経過し老朽化した町田第一中学校校舎棟の改築に伴う電気設備工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容
- 受変電設備工事
- 動力設備工事
- 電灯コンセント設備工事
- 弱電設備工事
- 外構電気設備工事

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契約目的	町田市立町田第一中学校改築電気設備工事
○ 契約方法	条件付一般競争入札
○ 契約金額	325,289,520 円
○ 契約相手方	東京都町田市鶴川一丁目 3 番地 53 マンション芝白金 3B101 株式会社　柿生電設 代表取締役　岩立　省吾
○ 工　期	契約確定の日から 2021 年 12 月 15 日まで

問合せ先		電話	
	（契約内容）財務部　契約課長　山本		724-2523
	（工事内容）財務部　営繕課長　田中		724-1293
	（事業内容）学校教育部　施設課長　浅沼		724-2174

議案概要

議案名	第１３２号議案　町田市立町田第一中学校改築給排水衛生設備工事請負契約

【議案提出の目的】
竣工後55年が経過し老朽化した町田第一中学校校舎棟の改築に伴う給排水衛生設備工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】
○ 工事内容
・給水設備工事
・給湯設備工事
・排水設備工事
・衛生器具設備工事
・ガス設備工事
・消火設備工事
・雨水ろ過設備工事
・自動制御設備工事
・グラウンド散水設備工事

【議案の法的根拠】
○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】
○ 契約目的　　町田市立町田第一中学校改築給排水衛生設備工事
○ 契約方法　　条件付一般競争入札
○ 契約金額　　269,244,000円
○ 契約相手方　東京都町田市中町一丁目25番9号
シー・エイチ・シー・システム　株式会社
代表取締役　渋谷　俊徳
○ 工　　期　　契約確定の日から2021年12月15日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （工事内容）財務部　営繕課長　田中 （事業内容）学校教育部　施設課長　浅沼	電話	724-2523 724-1293 724-2174

議案概要

議案名	第１３３号議案　町田市立町田第一中学校改築空気調和設備工事請負契約

【議案提出の目的】

竣工後 55 年が経過し老朽化した町田第一中学校校舎棟の改築に伴う空気調和設備工事を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容
- 空気調和設備工事
- 換気設備工事
- 自動制御設備工事
- 既存空調機撤去工事

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契約目的	町田市立町田第一中学校改築空気調和設備工事
○ 契約方法	条件付一般競争入札
○ 契約金額	361,800,000 円
○ 契約相手方	東京都町田市相原町 2,120 番地 1 森崎工業　株式会社 代表取締役　森崎　敏夫
○ 工　　期	契約確定の日から 2021 年 12 月 15 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （工事内容）財務部　営繕課長　田中 （事業内容）学校教育部　施設課長　浅沼	電話	724-2523 724-1293 724-2174

議案概要

議案名	第１３４号議案　町田市立町田第六小学校防音及びトイレ改修工事請負契約

【議案提出の目的】

児童の教育環境を確保するため、防衛施設周辺における航空機騒音障害に対する防音工事と併せてトイレ及び外壁改修の工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容
- ・防音工事
  - 防音サッシ入替（228 箇所）
  - 外壁改修（サッシまわり）
  - 空調機設置に伴う天井改修
- ・トイレ改修工事
  - トイレブース及び設備機器･配管の交換、床・壁・天井仕上げ改修
- ・その他工事
  - 防音工事対象外の外壁改修

○ 工事範囲
校舎棟（RC 造 地上 3 階建て）
体育館棟 1 階部分（RC 造 地上 2 階建て）
5,549 ㎡

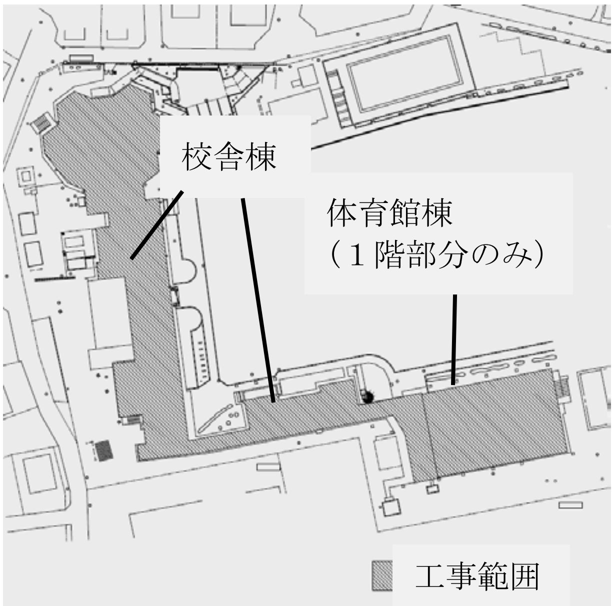

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契 約 目 的　　町田市立町田第六小学校防音及びトイレ改修工事
○ 契 約 方 法　　条件付一般競争入札
○ 契 約 金 額　　583,511,040 円
○ 契約相手方　　東京都町田市忠生三丁目 7 番地 15
株式会社　三和住建
代表取締役　志水　哲也
○ 工　　　期　　契約確定の日から 2021 年 1 月 8 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （工事内容）財務部　営繕課長　田中 （事業内容）学校教育部　施設課長　浅沼	電話	724-2523 724-1293 724-2174

議案概要

議案名	第１３５号議案　町田市立総合体育館外２箇所の指定管理者の指定について

【議案提出の目的】

町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート及び三輪みどり山球場を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

＜スポーツでつなぐ　まちだパートナーズ＞

（構成団体）株式会社コナミスポーツクラブ・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社東急コミュニティー・株式会社CASCAVEL（カスカヴェウ） FUTSAL（フットサル） CLUBE（クルービ）

（代表団体）株式会社コナミスポーツクラブ
代表取締役社長　落合　昭

所 在 地　東京都品川区東品川四丁目10番1号

○ 指定管理者が行う主な業務

・町田市立総合体育館外2施設の維持管理に関すること。
・町田市立総合体育館外2施設の運営に関すること。

○ 指定管理期間

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

○ 施設概要

名　　称	町田市立総合体育館
所 在 地	町田市南成瀬五丁目12番地
建築面積	10,389.47 ㎡
主要施設	メインアリーナ（2,400 ㎡）、サブアリーナ（1,101.6 ㎡）、小体育室（489.6 ㎡）、武道場2室（各550.8 ㎡）、和洋弓場（10人立）、トレーニング室（552 ㎡）等

名　　称	成瀬クリーンセンターテニスコート
所 在 地	町田市南成瀬八丁目1番地1
規　　模	テニスコート14面（一部夜間照明設備有）、管理棟
主要施設	管理棟（248.15 ㎡）、砂入り人工芝テニスコート14面、夜間照明設備5面等

名　　称	三輪みどり山球場
所 在 地	町田市三輪緑山一丁目24番地1
規　　模	軟式野球場1面
主要施設	管理棟（65.59 ㎡）、野球場（10,830 ㎡）、夜間照明設備（高さ15m・4基）等

【議案の法的根拠】

○　地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）

○　町田市体育施設条例第6条第3項（指定管理者の指定等）

問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長　石田	電話	724-4036

議案概要

議案名	第１３６号議案　町田市立室内プールの指定管理者の指定について

【議案提出の目的】
町田市立室内プールの指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】
○ 指定管理者候補者
＜株式会社協栄・東京体育機器株式会社共同事業体＞
（構成団体）株式会社協栄・東京体育機器株式会社
（代表団体）株式会社協栄
代表取締役　山田　賢治
所 在 地　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目 13 番 9 号

○ 指定管理者が行う主な業務
・町田市立室内プールの維持管理に関すること。
・町田市立室内プールの運営に関すること。

○ 指定管理期間
2019 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの 3 年間

○ 施設概要

名　　称	町田市立室内プール
所 在 地	町田市図師町 199 番地 1
建築面積	5, 230. 20 ㎡
主要施設	50mプール（2, 360 ㎡）、25mプール（777 ㎡）、幼児用プール（523 ㎡）、トレーニング室（330 ㎡）等

【議案の法的根拠】
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）
○ 町田市体育施設条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長　石田	電話	724-4036

議案概要

議案名	第１３７号議案　デイサービス森野の指定管理者の指定について

【議案提出の目的】

デイサービス森野を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

団 体 名　　株式会社　楓の風
代表者名　　代表取締役　小室　貴之
所 在 地　　東京都町田市成瀬が丘二丁目２番地２

○ 指定管理者が行う主な業務

・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。
・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

○ 指定管理期間

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間

○ 施設概要

名　　称	デイサービス森野
所在地	町田市森野五丁目 28 番 1 号　森野五丁目第 3 アパート内
構造	鉄筋コンクリート造 4 階建(うち 1 階部分)
延床面積	200.29 ㎡

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）
○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項（指定管理者の指定等）

問合せ先	いきいき生活部　高齢者福祉課長　横山	電話	724-2141

議案概要

議案名	第１３８号議案　成瀬中央あおぞら学童保育クラブ外７箇所の指定管理者の指定について

【議案提出の目的】

成瀬中央あおぞら学童保育クラブ外 7 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

団 体 名：特定非営利活動法人　町田市学童保育クラブの会

代表者名：理事長　三階　広明

所 在 地：東京都町田市中町一丁目 19 番 5 号

○ 指定管理者が行う主な業務

・学童の保育に関すること。

・学童の特別保育に関すること。

・施設の維持管理に関すること。

○ 指定管理期間

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間

○ 施設概要

名　　称	成瀬中央あおぞら学童保育クラブ
所 在 地	町田市成瀬二丁目 8 番地
小学校区	成瀬中央小学校
延床面積	201.60 ㎡

名　　称	なかよし学童保育クラブ
所 在 地	町田市忠生三丁目 10 番地 2
小学校区	忠生小学校
延床面積	264.15 ㎡

名　　称	わんぱく学童保育クラブ
所 在 地	町田市小川三丁目 10 番地 1
小学校区	小川小学校
延床面積	224.00 ㎡

名　　称	そよかぜ学童保育クラブ
所 在 地	町田市成瀬七丁目 11 番地 1 号
小学校区	南第二小学校
延床面積	231.86 ㎡

名　　称	大蔵学童保育クラブ
所 在 地	町田市大蔵町 286 番地
小学校区	大蔵小学校
延床面積	275.45 ㎡

名　　称	図師学童保育クラブ
所 在 地	町田市図師町239番地19
小学校区	図師小学校
延床面積	288.29㎡

名　　称	高ヶ坂けやき学童保育クラブ
所 在 地	町田市高ヶ坂六丁目7番1号
小学校区	高ヶ坂小学校
延床面積	236.52㎡

名　　称	つくし野学童保育クラブ
所 在 地	町田市つくし野二丁目21番11
小学校区	つくし野小学校
延床面積	262.44㎡

【議案の法的根拠】

地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）
町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定等）

問合せ先	子ども生活部　児童青少年課長　鈴木	電話	724-2182

議案概要

議案名	第１３９号議案 藤の台ポケット組学童保育クラブの指定管理者の指定について

【議案提出の目的】

藤の台ポケット組学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

団 体 名：社会福祉法人　景行会

代表者名：理事長　齋藤　彰平

所 在 地：東京都町田市本町田 3,133 番地 5

○ 指定管理者が行う主な業務

・学童の保育に関すること。

・学童の特別保育に関すること。

・施設の維持管理に関すること。

○ 指定管理期間

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間

○ 施設概要

名　　称	藤の台ポケット組学童保育クラブ
所 在 地	町田市金井 3,040 番地 15
小学校区	藤の台小学校
延床面積	120.00 ㎡

【議案の法的根拠】

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）

町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	子ども生活部　児童青少年課長　鈴木	電話	724-2182

議案概要

議案名	第１４０号議案 本町田学童保育クラブ外１箇所の指定管理者の指定について

【議案提出の目的】

本町田学童保育クラブ外 1 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

団 体 名：社会福祉法人　貴静会

代表者名：理事長　小山　貴好

所 在 地：東京都町田市常盤町 2,970 番地 1

○ 指定管理者が行う主な業務

・学童の保育に関すること。

・学童の特別保育に関すること。

・施設の維持管理に関すること。

○ 指定管理期間

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間

○ 施設概要

名　　称	本町田学童保育クラブ
所 在 地	町田市本町田 2,032 番地
小学校区	本町田小学校
延床面積	223.00 ㎡

名　　称	小山田学童保育クラブ
所 在 地	町田市上小山田町 610 番地
小学校区	小山田小学校
延床面積	199.21 ㎡

【議案の法的根拠】

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）

町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	子ども生活部　児童青少年課長　鈴木	電話	724-2182

議案概要

議案名	第１４１号議案　相原中央公園外２６箇所の指定管理者の指定について

【議案提出の目的】

相原中央公園外26箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

団 体 名　　特定非営利活動法人レスポアール相原
代表者名　　理事長　北島　一夫
所 在 地　　東京都町田市相原町2,337番地

○ 指定管理者が行う主な業務

・有料公園施設の利用の承認等に関すること。
・市立公園の維持管理に関すること。

○ 指定管理期間

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

○ 施設概要

1	名　称	相原中央公園
	所在地	町田市相原町2,018番地
	面　積	157,230.91㎡

2	名　称	相原町根岸児童公園
	所在地	町田市相原町2,983番地53
	面　積	325.88㎡

3	名　称	相原根岸わかば公園
	所在地	町田市相原町2,951番地8
	面　積	786.07㎡

4	名　称	相原根岸丘の上公園
	所在地	町田市相原町2,930番地26
	面　積	305.61㎡

5	名　称	相原根岸せせらぎ公園
	所在地	町田市相原町2,894番地2
	面　積	1,113.33㎡

6	名　称	相原てんで山児童公園
	所在地	町田市相原町1,806番地33
	面　積	1,664.95㎡

7	名　称	相原芹沢谷戸公園
	所在地	町田市相原町1,787番地12
	面　積	900.79㎡

8	名　称	相原谷戸児童公園
	所在地	町田市相原町 1,454 番地 32
	面　積	622.57 ㎡

9	名　称	相原さくがあらく公園
	所在地	町田市相原町 1,051 番地 51
	面　積	284.09 ㎡

10	名　称	相原さくがあらく緑地
	所在地	町田市相原町 1,051 番地 56
	面　積	474.42 ㎡

11	名　称	相原ポケット公園
	所在地	町田市相原町 840 番地 10
	面　積	74.45 ㎡

12	名　称	相原元橋公園
	所在地	町田市相原町 598 番地 21
	面　積	213.27 ㎡

13	名　称	相原児童遊園
	所在地	町田市相原町 667 番地 1
	面　積	961.00 ㎡

14	名　称	相原橋本公園
	所在地	町田市相原町 545 番地 4
	面　積	1,418.73 ㎡

15	名　称	相原坂下北公園
	所在地	町田市相原町 468 番地 32
	面　積	1,190.50 ㎡

16	名　称	相原坂下児童公園
	所在地	町田市相原町 370 番地 19
	面　積	358.76 ㎡

17	名　称	坂下第２児童公園
	所在地	町田市相原町 367 番地 2
	面　積	587.68 ㎡

18	名　称	相原お浜御殿公園
	所在地	町田市相原町 358 番地 14
	面　積	345.38 ㎡

19	名　称	相原蚕種石児童公園
	所在地	町田市相原町 307 番地 11
	面　積	1,244.00 ㎡

20	名　称	三ツ目山公園
	所在地	町田市小山ヶ丘五丁目 38 番地
	面　積	76,825.63 ㎡

21	名　称	相原松ヶ谷戸ふるさとの森
	所在地	町田市相原町 2,105 番地 1
	面　積	4,481.00 ㎡

22	名　称	相原仲町子ども広場
	所在地	町田市相原町 793 番地 8
	面　積	727.00 ㎡

23	名　称	相原中村なかよし公園
	所在地	町田市相原町 1,201 番地
	面　積	1,155.08 ㎡

24	名　称	七国・相原特別緑地保全地区
	所在地	町田市相原町 1,505 番地 1 外
	面　積	329,047.76 ㎡

25	名　称	相原中央公園隣接ふるさとの森
	所在地	町田市相原町 1,983 番地
	面　積	28,162.10 ㎡

26	名　称	相原坂下ふるさとの森
	所在地	町田市相原町 472 番地
	面　積	2,823.00 ㎡

27	名　称	相原梅の丘ふるさとの森
	所在地	町田市相原町 1,358 番地 1
	面　積	15,608.00 ㎡

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）

○ 町田市立公園条例第 11 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	都市づくり部　公園緑地課 公園管理担当課長　中村	電話	724-4399

この冊子は、350 部作成し、1 部あたりの単価は 237 円です（職員人件費を含みます）。